

# 母子保健に係る計画

参考: 保健活動における計画とは...WHOによる保健計画の定義「保健計画とは、保健上の目標を達成するための複数の代案の中から最良の案を選ぼうとする、組織的、意識的、継続的な努力である」

## 母子保健法（昭和40年）

**(目的)**  
 第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健の原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

## 母子保健計画（平成9年～）

★計画作成は努力義務 5年ごとに見直し

**母子保健計画の策定について通知**  
 (平成8年5月1日)  
 平成9年4月1日から母子保健事業が都道府県→市町村に移譲  
 市町村が母子保健計画を策定し5年ごと再検討

**(趣旨)**  
 母子保健事業の移譲に伴い、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供する事が出来るよう、市町村において、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進することが必要とされている。このため市町村において、妊娠、出産、育児その他すこやかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画を策定し、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。

- (策定上の基本的指針)**
- ① 安全な妊娠、出産の確保  
 市町村において、妊婦に対し、妊娠初期から医学的管理と保健指導が行なわれ、妊婦が安心して出産を行なえる環境が整備される必要がある。また、都道府県における周産期医療対策との連携に十分配慮するものとする。
  - ② 安心のできる子育て環境の確保  
 両親が出産、育児に必要な情報を得、随時相談でき、必要に応じて医師、歯科医師、助産婦及び保健婦等による指導をうけることができる環境が整備される必要がある。また、地域の保育所、幼稚園等における保健対策との連携に十分配慮し、子育てに関する総合的な施策が推進されるよう配慮するものとする。
  - ③ 健康的な環境の確保  
 子どもの事故が防止され、安心して生活をおくることができる家庭環境、地域環境が整備されるとともに、適切な栄養、十分な運動の確保など、健康なライフスタイルを確立することができるよう、児童の健康な成長に必要な環境の整備を含めた施策が推進されるよう配慮するものとする。
  - ④ 個人の健康状態に応じた施策の推進  
 障害や慢性疾患を有する子どもが、各自の健康状態に応じて、適切なケアをうけられるよう、医療機関、療育機関との連携が図られるとともに、フォローアップ体制が確立するよう配慮するものとする。

## 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）（平成12年～24年度）

**(目的)**  
 壮年期死亡の減少(早世予防)  
 健康寿命の延伸(障害予防)  
 生活の質の向上(医療保険の安定)

## 21世紀における母子保健の国民健康計画（健やか親子21）（平成13年～平成26年度）

当初は平成13年～22年までだったが、次世代育成支援対策推進法の都道府県・市町村行動計画に合わせて延期

**「健やか親子21における取り組みの主要課題」**

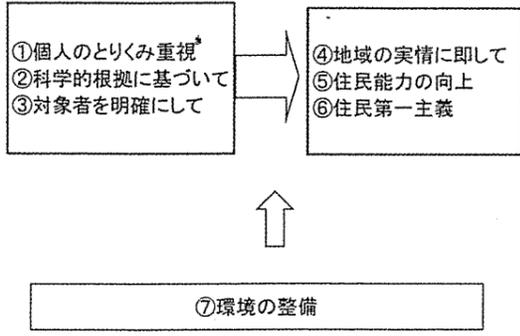
- ① 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- ② 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
- ③ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- ④ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

61項目の目標を設定

- ① 保健水準の指標
- ② 住民自らの行動の指標
- ③ 行政・関係団体等の取り組みの指標

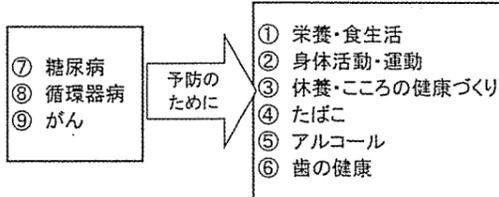
|                      | 目標項目     |   |
|----------------------|----------|---|
| 思春期                  | 生きるための条件 | 10代の自殺<br>思春期やせ<br>薬物乱用   |
|                      | 性に関する問題  | 性感染症<br>人口妊娠中絶  |
|                      | 生活習慣に関する | 喫煙率<br>飲酒率  |
| 妊娠・出産                | 妊娠の安定化   | 妊婦死亡率<br>妊娠出産の満足者率<br>産後うつ  |
|                      | 不妊       | 相談カウンセラー<br>カウンセリング<br>治療ガイドライン作成   |
|                      | 体制づくり    | 妊娠届け出(11週以下)<br>母性保護管理指導事項連絡カード<br>周産期ネットワーク<br>正常分娩緊急時ガイドライン<br>産婦人科医 助産師充実  |
| 小児保健医療の環境整備          | 小児死亡     | 年齢別<br>SIDS<br>不慮の事故  |
|                      | 小児発育     | 低出生体重児  |
|                      | 小児の病気    | 予防接種<br>小児救急<br>小児科医<br>小児科病棟<br>在宅医療   |
| 子どもの心の安らかな発達・育児不安の軽減 | 虐待       | 死亡数<br>虐待の実態  |
|                      | 虐待予防の対策  | 育児不安<br>母ゆったりと過ごせる<br>母の相談相手<br>父の育児参加<br>関係機関の取り組み<br>周産期医療施設<br>退院時フォロー体制<br>心の問題に対応できる小児科医<br>児童相談所<br>情緒障害児療育施設<br>育児不安・虐待親支援 |
|                      | その他      | 乳幼児健康診査 満足率<br>育児支援<br>出産後1か月母乳育児   |

市町村における母子保健計画の見直しについて  
 (平成13年8月2日通知)  
 「健やか親子21」の趣旨をふまえた見直し  
 (原則平成13年度中)



※予防可能な疾患への取り組み

9分野80項目の目標を設定



## 参考資料

### 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月）

**(基本理念)**  
 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第1義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行なわれなければならない。

### 市町村行動計画（平成17年～26年度）

★計画作成は義務

次世代育成支援対策推進法で行動計画策定を義務

|      |                        |
|------|------------------------|
| 市町村  | 市町村行動計画                |
| 都道府県 | 都道府県行動計画               |
| 事業主  | 一般事業主行動計画<br>特定事業主行動計画 |

- (市町村、都道府県行動計画の基本的視点)**
- ① 子どもの視点
  - ② 次代の親づくりという視点
  - ③ サービス利用者の視点
  - ④ 社会全体による支援の視点
  - ⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点
  - ⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点
  - ⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
  - ⑧ サービスの質の視点
  - ⑨ 地域特性の視点

### 母子保健計画と次世代育成支援対策推進法案に基づく市町村行動計画の関係について（平成15年6月18日通知）

市町村行動計画は、「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」を対象とするものであり平成17年度以降は、母子保健計画を市町村行動計画の一部に位置づけ

| 目標項目                                       | 現状  | 目標(35年)          |
|--|---|------------------|
| 1 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加          | 84.5%<br>(平成17年度)                         | 100%に近づける        |
| ア 朝・昼・夜の三食を必ず食べることに気をつけて食事している子どもの割合       | 84.5%<br>(平成17年度)                         | 増加傾向に            |
| イ 運動やスポーツをほとんど毎日(週に3日以上、週に7時間以上)している子どもの割合 | 小学校5年生<br>男子 61.5%<br>女子 35.9%<br>(平成22年) | 増加傾向に            |
| 2 全出生数中の極低出生体重児・低出生体重児の割合の減少               | 極低出生体重児 0.8%<br>低出生体重児 9.6%<br>(平成22年)    | 減少傾向へ<br>(平成26年) |

## 健康増進法（平成15年～）

健康日本21を推進するための法的基盤  
 医療制度改革の一環として法整備

**(目的)**  
 第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

**(国民の責務)**  
 第二条 健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め自らの健康状態を自覚し、健康増進に取り組む

**(定義)**  
 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」のうち母子保健法の規定により健康増進事業をおこなう市町村も含まれる

**健康増進計画（平成20年～24年度）**  
 ・住民の健康増進の推進に関する施策の基本的計画を定める（第七条）  
 ★計画作成は市町村の努力義務（第八条）

○健康診査の実施等に関する指針（第九条一項）

**第2次食育基本計画（平成23年～27年度）**  
 食育基本法第十六条～第十八条 ★計画作成は努力義務

※新計画のポイント(現行計画との違い)  
**<重点課題>**  
 ○生涯にわたるライフステージに応じた間断しない食育の推進  
 ○生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進  
 → メタボリックシンドローム、糖尿病  
 ○家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

「健やか親子21」中間評価（平成17年）

施策の充実のための追加指標  
 思春期保健対策に取り組んでいる割合  
 乳幼児健康診査未受診児、生後4か月までの全数把握  
 新たな課題に対応する指標  
 児童生徒の肥満児の割合  
 食育の取り組み推進  
 う歯のない3歳児

### 「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」健康日本21（第2次）素案（平成24年2月15日）

- 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
  - ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
  - ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上  
 ・こころの健康  
 ・次世代の健康  
 ・高齢者の健康
  - ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
  - ⑤ 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の